第4章 韓国

-加工貿易国にとっての農業部門の維持-

會田陽久

1. 韓国の経済と貿易の概要

韓国政府は、FTA、EPA締結による経済発展を志向しており、貿易振興によりGDPを増加させることを優先している。現在の経済的地位から他の先進国と並ぶ経済水準に到達することを目指している。このまま推移すれば現状から先に進めないという危機感を持っている。この背景には、韓国経済の貿易依存度が高いことがある。2000年代に入ってからの韓国の貿易依存度は、2000年に62.4%を記録して以来、2001年57.8%、2002年54.6%、2003年57.9%、2004年66.2%、2005年64.6%、2007年69.4%と、50~60%台で変化していた。2008年の依存度はさらに上昇して92.3%に達している。これは、世界的に見ても貿易依存度が高いアジア地域のシンガポール、香港、マレーシア、タイ、台湾といった100%を超える国・地域に続いて6番目に位置している。

1995年にそれまでのガット・ウルグアイラウンド体制下での国際貿易は、WTO 体制へと移行し、自由貿易体制の進行が見られた。世界各国の農業は、WTO 体制下においては、農業の保護は縮小するということが目標となっている。ガット・ウルグアイラウンドを経て、韓国農業は、本格的な国際化対応の時代を迎えた。

ガット・ウルグアイラウンド交渉において、韓国は、世界有数の農産物輸入国である点と零細な農業構造を抱えている点を強調することにより交渉を展開することを選択した。 農業においては、開発途上国の位置を認めさせることに力点を置き、主張はある程度受け入れられた。それにより、コメの関税化は忌避したがその他のすべての農産物の関税化を受け入れることとなった。現在に至るまで、EPA、FTAの締結に当たってもコメを除外品目とすることは、総ての交渉相手に対し一貫して取り続けている立場である。

DDA 交渉の進行、FTA 拡大に伴うある意味での経済のブロック化等により、世界的に経済の開放は拡大し、競争が厳しくなっている。DDA 交渉やコメ交渉の結果にかかわらず、ガット・ウルグアイラウンドの時よりは、確実に開放の幅と速度が拡大することは避けられず、また世界各国で2国間或いは地域間でのFTA 締結が競争的に推進される状況となっている。DDA 交渉により、関税率と国内の保護はかなりの程度縮小せざるを得ないが、以上のような国際情勢判断のもとに、市場志向的な農業構造に再編して、農業の体質を強化しようとしている。

韓国にとってのFTA 締結は工業原料の輸入と工業製品の輸出の促進が主要な狙いとなっているが、FTA 締結により最も被害を受けることが予想される部門は農業であり、このよう

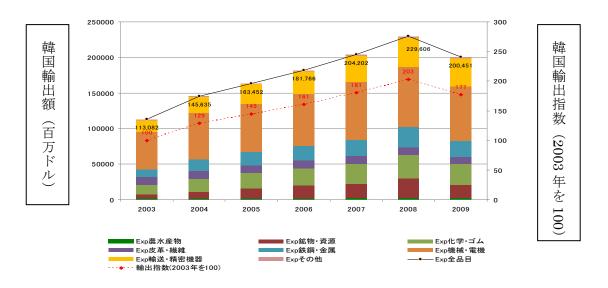
な関係は ASEAN との FTA 締結に典型的に見られる。

2. アジア太平洋諸国との輸出入

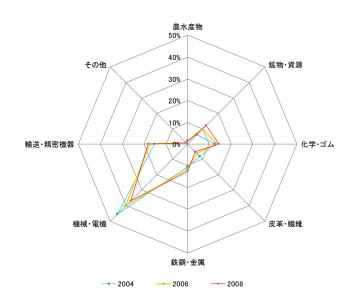
(1) 韓国からアジア太平洋諸国への輸出

韓国とアジア・太平洋諸国との間での貿易構造を2国間ごとの輸出入関係から整理する。他の諸国との整合性を考えて、新しい時期の資料としては2008年の輸出額を利用する。分析対象国は、ASEAN内のインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム、タイの6カ国、ASEAN+1型のFTAを結んでいる、日本、中国、豪州、ニュージーランド、インドの5カ国、そしてアメリカの計12カ国とし、韓国とこれら12カ国間の貿易関係を整理する。

韓国からアジア・太平洋諸国に向けた輸出の総額は、2295 億 60 百万ドルである。品目で見ると、機械・電機 (842 億 35 百万ドル)、輸送・精密機器 (414 億 18 百万ドル)、化学・ゴム (329 億 91 百万ドル)の順に大きい。また輸出先は、中国 (913 億 85 百万ドル)、アメリカ (463 億 71 百万ドル)、日本 (282 億 47 百万ドル)、シンガポール (162 億 89 百万ドル)の順に大きい。

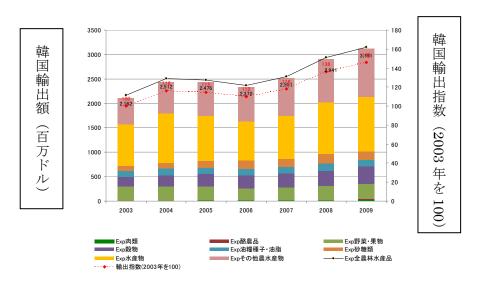


第4-1図 韓国のアジア太平洋諸国への全品目輸出

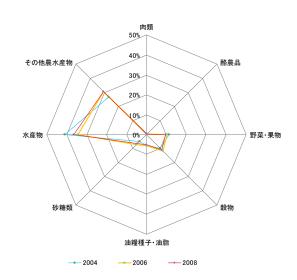


第 4-2 図 韓国からの品目分類別の輸出額構成比における経年変化(%)

農水産物輸出の内訳は、水産物 (10億63百万ドル)、その他農水産物 (8億87百万ル)、穀物 (3億19百万ドル)、野菜・果実 (2億82百万ドル)の順に大きい。農水産物の輸出 先は日本 (14億16百万ドル)、中国 (5億11百万ドル)、アメリカ (4億16百万ドル)、タイ (1億37百万ドル)の順に大きい。



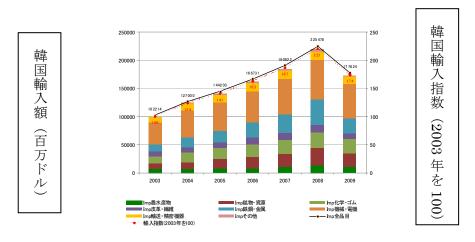
第4-3図 韓国のアジア太平洋諸国への農水産品輸出



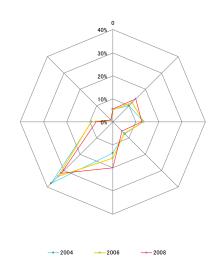
第 4-4 図 韓国からの品目分類別の輸出額構成比における経年変化(%)(農林水産物)

(2) アジア太平洋諸国から韓国への輸出

アジア・太平洋諸国から韓国への輸出総額は2199億36百万ドルである。品目で見ると、機械・電機(706億86百万ドル),鉄鋼・金属(448億57百万ドル),鉱物・資源(320億24百万ドル),化学・ゴム(281億ドル)の順に大きい。農水産物は126億21百万ドルである。また国別では、中国(738億90百万ドル),日本(569億27百万ドル),アメリカ(341億4百万ドル),オーストラリア(137億97百万ドル)の順に韓国への輸出額が大きい。

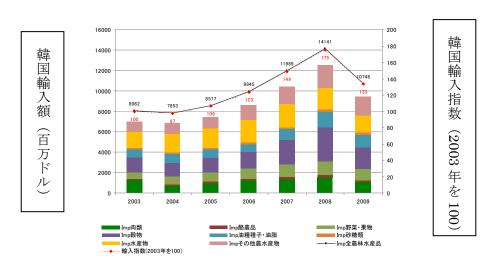


第4-5図 アジア太平洋諸国から韓国への全品目輸出

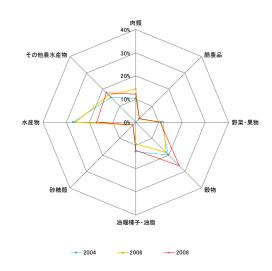


第4-6図 韓国の品目分類別の輸入額構成比における経年変化(%)

農水産物輸出の内訳では、穀物 (33億60百万ドル)、その他農水産物 (22億73百万ドル)、水産物 (21億20百万ドル)、油糧種子・油脂 (15億17百万ドル)の順に韓国への輸出額が大きい。国別ではアメリカ (53億96百万ドル)、中国 (30億92百万ドル)、オーストラリア (9億44百万ドル)、日本 (4億71百万ドル)の順に大きい。



第4-7図 アジア太平洋諸国から韓国への農産物輸出

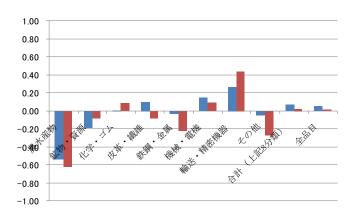


第4-8図 韓国の品目分類別の輸入額構成比における経年変化(%)(農水産物)

(3) 競争力指数

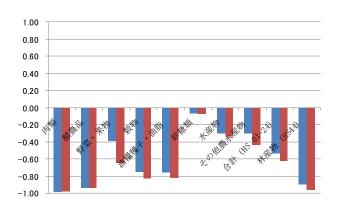
韓国とアジア・太平洋諸国との間の貿易関係を競争力指数の観点から検討を加える。

2003年と2008年の競争力指数を見ると、韓国がアジア太平洋諸国に対して競争力が強いものに、機械・電機、輸送・精密機器がある。農水産物、鉱物・資源、皮革・繊維、鉄鋼・金属の競争力指数は低い。2003年と2008年を比較すると、輸送・精密機器の競争力指数が上昇しているが、農水産物、皮革・繊維、鉄鋼・金属、機械・電機などで低下している。特に、皮革・繊維では、競争力指数は、正から負へと転じている。



第 4-9 図 韓国のアジア太平洋諸国に対する競争力指数(全品目)

(青色は 2003年, 赤色は 2008年)



第 4-10 図 韓国のアジア太平洋諸国に対する競争力指数(農林水産物)

(青色は 2003年、赤色は 2008年)

資料: World Trade Atlas から作成。

3. 韓国とアジア太平洋諸国との2国間貿易

(1)韓国とアジア・太平洋諸国との2国間貿易

アジア太平洋地域の貿易における韓国の基本的なポジションは、原材料、部品を輸入して工業製品を輸出するという加工貿易国である。かつては農産物と軽工業品の輸出国であったが、現在では農林水産業は比較劣位となり農林水産品の純輸入国となっている。そして、他のアジア諸国に比べて賃金水準が相対的に高くなったため、かつて韓国が占めていたポジションは、中国、ベトナム等を初めとする新興諸国に取って代わられている。競争力指数の変化を見ると、皮革・繊維のような労働集約的部門の競争力が低下している。その一方、重化学工業の発展があり、輸送・精密機器部門、機械・電機の輸出競争力が比較的強くなっている。輸入では、材料部品や、鉱物・資源の輸入が大きな割合を占めている。

韓国はアジア・太平洋地域全体に対して出超であるが、韓国の貿易依存度の高さは輸出額も大きいが、輸入額もまた大きいということによっており、出超ではあっても黒字額はそれほど大きくはない。出超となっている相手国は、中国、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、インド、米国であり、消費市場に韓国製品が進出している。入超となっている国は日本、インドネシア、マレーシア、豪州、ニュージーランドであり、製品部品、鉱物・資源の輸出国である。

(1) 韓国-日本

1) 韓国から日本への輸出

韓国から日本への輸出総額は 282 億 47 百万ドル。機械・電機 (95 億 89 百万ドル), 鉄鋼・金属 (59 億 89 百万ドル), 鉱物・資源 (40 億 38 百万ドル) の順に多い。

韓国から日本への農水産物の輸出総額は14億16百万ドル。水産物(5億97百万ドル), その他農水産物(3億71百万ドル),野菜・果実(1億87百万ドル)の順に多い。

2) 日本から韓国への輸出

日本から韓国への輸出総額は 569 億 27 百万ドル。機械・電機 (202 億 92 百万ドル), 鉄鋼・金属 (149 億 9 百万ドル), 化学・ゴム (129 億ドル) の順に多い。

日本から韓国への農水産物の輸出総額は4億71百万ドル。水産物(2億16百万ドル), その他農水産物(1億76百万ドル),油糧種子・油脂(34百万ドル)の順に多い。

(2) 韓国-中国

1)韓国から中国への輸出

韓国から中国への輸出総額は 913 億 85 百万ドル。機械・電機 (355 億 14 百万ドル), 化学・ゴム (184 億 82 百万ドル), 輸送・精密機器 (158 億 37 百万ドル) の順に多い。

韓国から中国への農水産物の輸出総額は5億11百万ドル。水産物(1億77百万ドル), その他農水産物(1億44百万ドル),穀物(69百万ドル)の順に多い。

2) 中国から韓国への輸出

中国から韓国への輸出総額は 738 億 90 百万ドル。機械・電機 (271 億 61 百万ドル), 鉄 鋼・金属 (216 億 10 百万ドル), 皮革・繊維 (71 億 98 百万ドル) の順に多い。

中国から韓国への農水産物の輸出総額は30億92百万ドル。水産物(10億86百万ドル), その他農水産物(6億3百万ドル),野菜・果物(5億92百万ドル)の順に多い。

(3) 韓国-インドネシア

1) 韓国からインドネシアへの輸出

韓国からインドネシアへの輸出総額は 79 億 29 百万ドル。鉱物・資源 (24 億 92 百万ドル), 化学・ゴム (11 億 96 百万ドル), 機械・電機 (11 億 85 百万ドル) の順に多い。

韓国からインドネシアへの農水産物の輸出総額は79百万ドル。その他農水産物(53百万ドル)、砂糖類(9百万ドル)、穀物(6百万ドル)の順に多い。

2) インドネシアから韓国への輸出

インドネシアから韓国への輸出総額は91億13百万ドル。鉱物・資源(64億7百万ドル),

皮革・繊維(8億90百万ドル), 化学・ゴム(7億13百万ドル)の順に多い。

インドネシアから韓国への農水産物の輸出総額は2億88百万ドル。その他農水産物(1億17百万ドル),油糧種子・油脂(85百万ドル),水産物(50百万ドル),の順に多い。

(4) 韓国-マレーシア

1) 韓国からマレーシアへの輸出

韓国からマレーシアへの輸出総額は57億90百万ドル。機械・電機(28億37百万ドル), 鉄鋼・金属(11億71百万ドル),輸送・精密機器(8億49百万ドル),の順に多い。

韓国からマレーシアへの農水産物の輸出総額は35百万ドル。その他農水産物(17百万ドル),水産物(7百万ドル),穀物(5百万ドル),野菜・果物(5百万ドル)の順に多い。

2) マレーシアから韓国への輸出

マレーシアから韓国への輸出総額は80億61百万ドル。鉱物・資源(47億ドル),機械・ 電機(13億94百万ドル),化学・ゴム(6億33百万ドル)の順に多い。

マレーシアから韓国への農水産物の輸出総額は3億23百万ドル。油糧種子・油脂(2億24百万ドル), その他農水産物(65百万ドル), 水産物(23百万ドル), の順に多い。

(5) 韓国-フィリピン

1) 韓国からフィリピンへの輸出

韓国からフィリピンへの輸出総額は50億13百万ドル。機械・電機(20億83百万ドル), 鉱物・資源(9億6百万ドル),鉄鋼・金属(8億67百万ドル)の順に多い。

韓国からフィリピンへの農水産物の輸出総額は56百万ドル。その他農水産物(22百万ドル),穀物(13百万ドル),水産物(10百万ドル)の順に多い。

2) フィリピンから韓国への輸出

フィリピンから韓国への輸出総額は 20 億 88 百万ドル。機械・電機 (9 億ドル),鉄鋼・金属 (8 億ドル),鉱物・資源 (1 億ドル)の順に多い。

フィリピンから韓国への農水産物の輸出総額は 1 億 92 百万ドル。その他農水産物(1 億 1 百万ドル),野菜·果物(70 百万ドル),水産物(10 百万ドル)の順に多い。

(6) 韓国-シンガポール

1) 韓国からシンガポールへの輸出

韓国からシンガポールへの輸出総額は 162 億 89 百万ドル。機械・電機(53 億 36 百万ドル),鉱物・資源(44 億 97 百万ドル),輸送・精密機器(44 億 56 百万ドル)の順に多い。 韓国からシンガポールへの農水産物の輸出総額は 37 百万ドル。その他農水産物(16 百 万ドル),穀物(8百万ドル),野菜・果物(5百万ドル),水産物(5百万ドル)の順に多い。

2) シンガポールから韓国への輸出

シンガポールから韓国への輸出総額は 118 億 17 百万ドル。機械・電機 (85 億 38 百万ドル), 化学・ゴム (11 億 80 百万ドル), 輸送・精密機器 (8 億 76 百万ドル) の順に多い。

シンガポールから韓国への農水産物の輸出総額は91百万ドル。その他農水産物(67百万ドル),水産物(14百万ドル),油糧種子・油脂(6百万ドル)の順に多い。

(7) 韓国-タイ

1) 韓国からタイへの輸出

韓国から中国への輸出総額は 57 億 75 百万ドル。鉄鋼・金属 (21 億 18 百万ドル),機械・電機 (16 億 64 百万ドル),化学・ゴム (10 億 19 百万ドル)の順に多い。

韓国から中国への農水産物の輸出総額は1億37百万ドル。水産物(1億ドル),その他 農水産物(17百万ドル),油糧種子・油脂(15百万ドル)の順に多い。

2) タイから韓国への輸出

タイから韓国への輸出総額は 36 億 63 百万ドル。機械・電機 (11 億 21 百万ドル), 化学・ ゴム (6 億 84 百万ドル), 鉱物・資源 (6 億 36 百万ドル) の順に多い。

タイから韓国への農水産物の輸出総額は 4 億 67 百万ドル。野菜・果物(1 億 13 百万ドル), 水産物(1 億 9 百万ドル), 砂糖類(97 百万ドル)の順に多い。

(8) 韓国-ベトナム

1) 韓国からベトナムへの輸出

韓国からベトナムへの輸出総額は78億ドル。鉱物・資源(20億49百万ドル),皮革・繊維(15億95百万ドル),機械・電機(11億46百万ドル)の順に多い。

韓国からベトナムへの農水産物の輸出総額は67百万ドル。その他農水産物(25百万ドル),穀物(16百万ドル),水産物(12百万ドル)の順に多い。

2)ベトナムから韓国への輸出

ベトナムから韓国への輸出総額は17億90百万ドル。皮革・繊維(4億57百万ドル), 農水産物(4億53百万ドル),鉱物・資源(3億16百万ドル)の順に多い。

ベトナムから韓国への農水産物の輸出総額は 4 億 50 百万ドル。水産物 (3 億 2 百万ドル), その他農水産物 (1 億 1 百万ドル), 野菜・果物 (33 百万ドル), の順に多い。

(9) 韓国-インド

1) 韓国からインドへの輸出

韓国からインドへの輸出総額は89億73百万ドル。機械・電機(27億40百万ドル),輸送・精密機器(20億12百万ドル),鉄鋼・金属(17億80百万ドル)の順に多い。

韓国からインドへの農水産物の輸出総額は7百万ドル。その他農水産物(4百万ドル), 油糧種子・油脂(2百万ドル),穀物(百万ドル)の順に多い。

2) インドから韓国への輸出

インドから韓国への輸出総額は37億64百万ドル。鉱物·資源(16億13百万ドル),鉄鋼·金属(7億83百万ドル),農水産物(4億61百万ドル)の順に多い。

インドから韓国への農水産物の輸出総額は4億59百万ドル。その他農水産物(3億百万ドル),油糧種子・油脂(78百万ドル),穀物(56百万ドル)の順に多い。

(10) 韓国-オーストラリア

1) 韓国からオーストラリアへの輸出

韓国からオーストラリアへの輸出総額は51億67百万ドル。機械・電機(13億90百万ドル),輸送・精密機器(11億25百万ドル),鉱物・資源(9億19百万ドル)の順に多い。 韓国からオーストラリアへの農水産物の輸出総額は73百万ドル。その他農水産物(41百万ドル),穀物(23百万ドル),水産物(4百万ドル)の順に多い。

2) オーストラリアから韓国への輸出

オーストラリアから韓国への輸出総額は 137 億 97 百万ドル。鉱物・資源 (103 億 25 百万ドル)、鉄鋼・金属 (14 億 62 百万ドル)、農水産物 (9 億 48 百万ドル)の順に多い。

オーストラリアから韓国への農水産物の輸出総額は9億44百万ドル。肉類(6億58百万ドル),油糧種子・油脂(82百万ドル),穀物(77百万ドル),の順に多い。

(11) 韓国-ニュージーランド

1) 韓国からニュージーランドへの輸出

韓国からニュージーランドへの輸出総額は8億21百万ドル。鉱物・資源(1億78百万ドル),機械・電機(1億69百万ドル),輸送・精密機器(1億24百万ドル)の順に多い。 韓国からニュージーランドへの農水産物の輸出総額は74百万ドル。水産物(60百万ドル)その他農水産物(8百万ドル),穀物(5百万ドル)の順に多い。

2) ニュージーランドから韓国への輸出

ニュージーランドから韓国への輸出総額は9億22百万ドル。農水産物(4億14百万ド

ル), 皮革・繊維(3億22百万ドル), 化学・ゴム(1億9百万ドル)の順に多い。 ニュージーランドから韓国への農水産物の輸出総額は4億11百万ドル。肉類(1億53 百万ドル), 酪農品(93百万ドル), 穀物(65百万ドル)の順に多い。

(12) 韓国-アメリカ

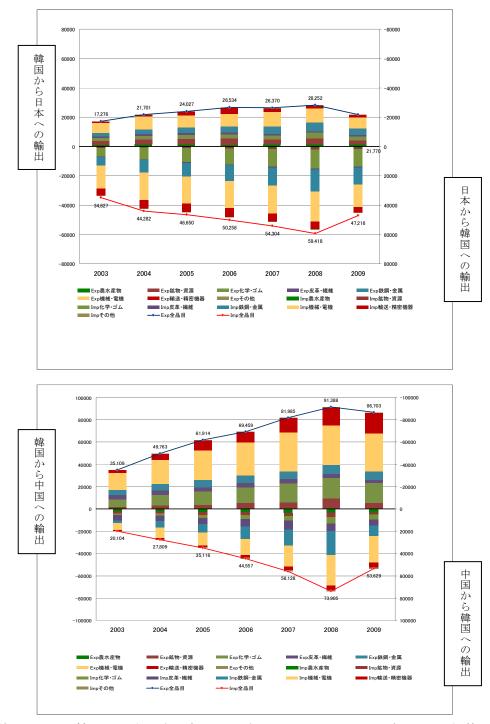
1) 韓国からアメリカへの輸出

韓国からアメリカへの輸出総額は436億71百万ドル。機械・電機(205億82百万ドル), 輸送・精密機器(126億35百万ドル),鉄鋼・金属(43億90百万ドル)の順に多い。 韓国からアメリカへの農水産物の輸出総額は4億16百万ドル。その他農水産物(1億69万ドル),穀物(93百万ドル),水産物(86百万ドル)の順に多い。

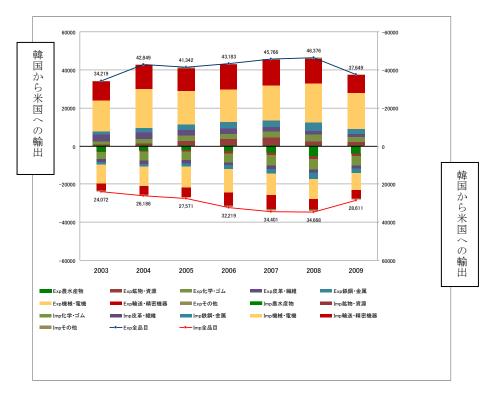
2) アメリカから韓国への輸出

アメリカから韓国への輸出総額は341億4百万ドル。機械・電機(103億74百万ドル), 輸送・精密機器(56億72百万ドル),農水産物(53億99百万ドル)の順に多い。

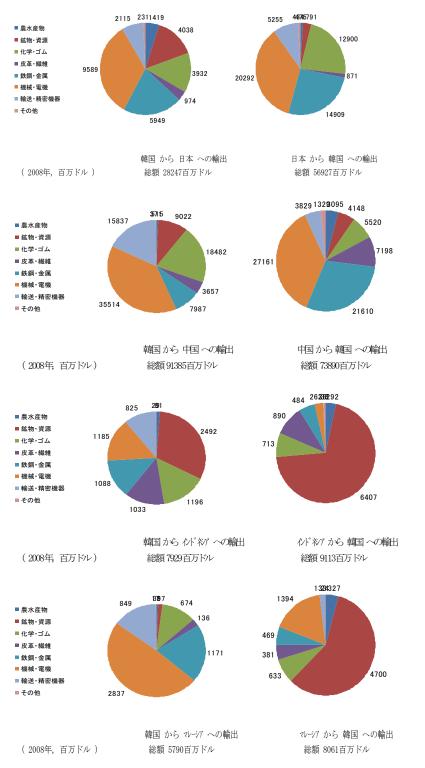
アメリカから韓国への農水産物の輸出総額は53億96百万ドル。穀物(28億16百万ドル), 肉類(6億44百万ドル), その他農水産物(5億79百万ドル)の順に多い。



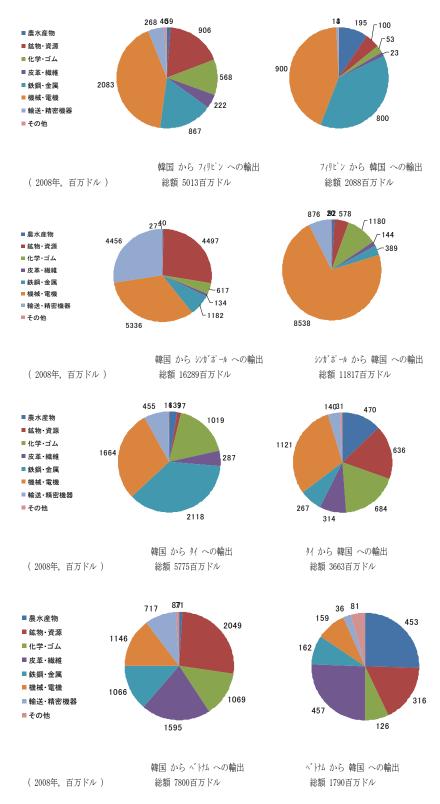
第4-11 図 韓国-と主要貿易相手国の貿易 その1 (100 万ドル, FOB 価格)



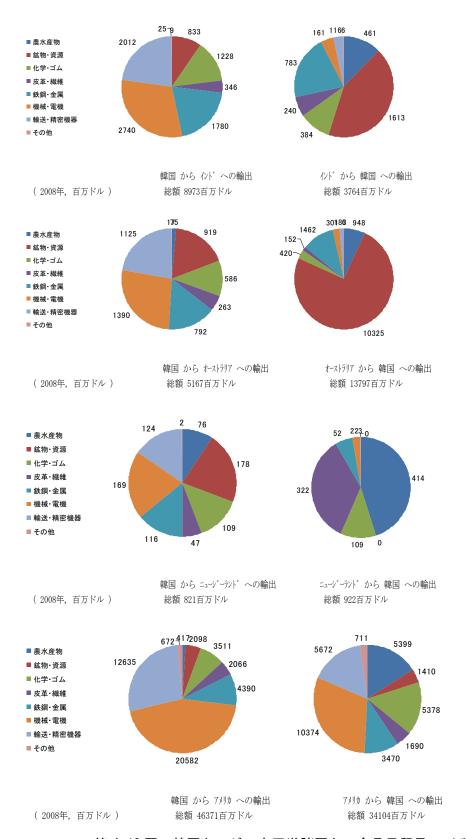
第4-11 図 韓国-と主要貿易相手国の貿易 その2(100万ドル, FOB価格)



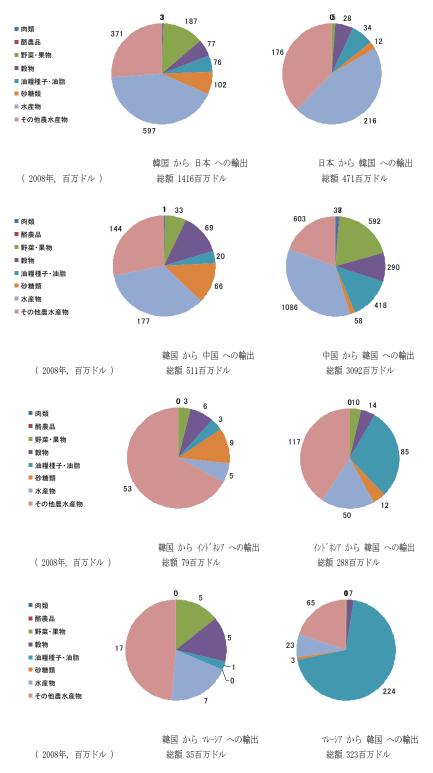
第4-12図 韓国とアジア太平洋諸国との全品目貿易 (その1)



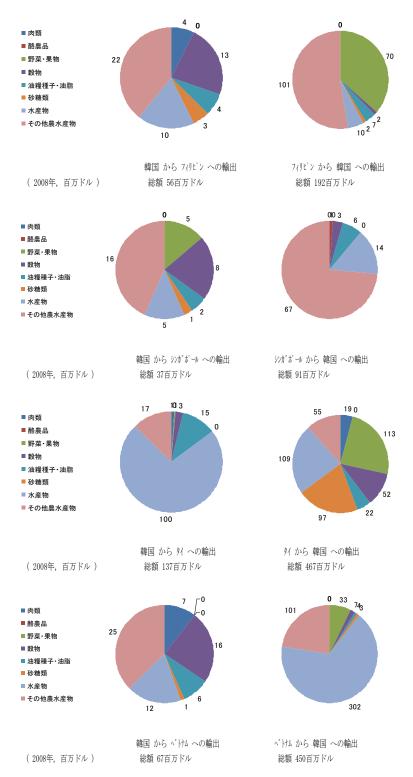
第4-12図 韓国とアジア太平洋諸国との全品目貿易 (その2)



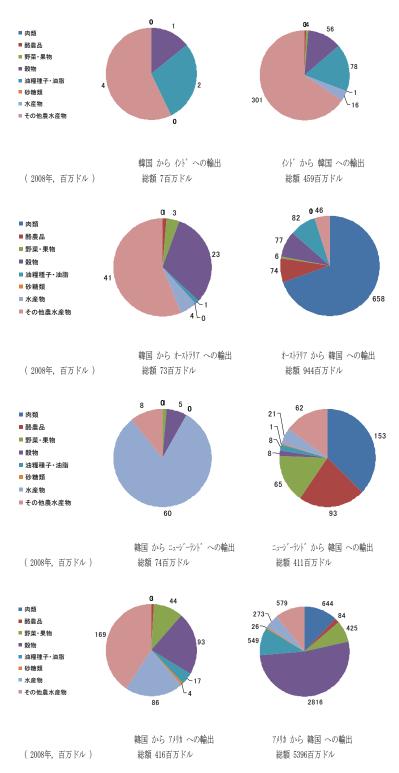
第4-12図 韓国とアジア太平洋諸国との全品目貿易 (その3)



第4-13図 韓国とアジア太平洋諸国との農林水産品貿易 (その1)



第4-13図 韓国とアジア太平洋諸国との農林水産品貿易 (その2)



第4-13図 タイとアジア太平洋諸国との農林水産品貿易 (その3)

4. ASEAN との FTA における韓国の上位センシティブ品目

(1) 韓国-ASEAN FTAにおける物品貿易自由化のモダリティ

韓国―ASEAN FTA の締結に当たっては、韓国が除外品目としてコメを指定していることに対し、コメの大輸出国であるタイが強い不満を持ち FTA 締結交渉から離脱する動きを見せ枠外におかれていた。しかし、2009 年からタイも参加の方向で動き出し、他の ASEAN 諸国から遅れて 2010 年初頭から FTA 締結に加わることとなった。

ASEAN の中で経済の進展度の高い 6 カ国, ブルネイ, インドネシア, マレーシア, フィリピン, シンガポール, タイと韓国との間ではセンシティブ品目の関税引き下げにおいて同じ条件で進めることが, 約束されている。後発 3 カ国であるカンボジア, ラオス, ミャンマーでは, 6 カ国+韓国の関税撤廃, 引下げ条件から見ると時間的猶予が与えられている。ノーマルトラック品目の関税撤廃期限は8年遅く, センシティブ品目の関税引き下げのペースも8年遅くなっている。2つのグループの中間に位置づけられているのが, ベトナムであり, ノーマルトラック品目の関税撤廃期限は6年遅く, センシティブ品目の関税引き下げのペースは5年遅くなっている。

第4-1 韓国-ASEAN FTAにおける、物品貿易自由化のモダリティ(方式)

ASEAN 6 カ国(ブルネイ、イ	ノーマルトラック品目は 2010 年までに関税撤廃。 敏感品目
ンドネシア, マレーシア, フ	は,2012年初までに関税率を20%以下に引き下げ,16年
ィリピン,シンガポール,タ	までに関税率を 5%以下に引き下げる。
イ)と韓国	
ベトナム	ノーマルトラック品目は 2016 年までに関税撤廃。 敏感品目
	は,2017 年初までに関税率を 20%以下に引き下げ,21 年
	までに関税率を 5%以下に引き下げる。
後発3カ国(カンボジア,ラ	ノーマルトラック品目は 2018 年までに関税撤廃。 敏感品目
オス, ミャンマー)	は,2020 年初までに関税率を 20%以下に引き下げ,24 年
	までに関税率を 5%以下に引き下げる。

資料:協定文書より筆者作成。

(2) 韓国-ASEAN FTA 協定でのセンシティブ品目

ノーマルトラック品目は、品目数・金額共に貿易品目の90%以上が含まれる。敏感品目は、品目数で全体の7%以下であり、超敏感品目は、品目数で3%以下である。

超敏感品目は、保護の形態によりA~Eのグループに分けられる。

A~Cは、関税の引き下げのみの約束であり、Aは最高税率50%、Bは税率20%削減、Cは税率50%削減というものである。履行年限は、先行7カ国が2016年、ベトナムが21年、後発3カ国が24年である。

グループDは関税割当で、グループEは除外品目である。除外品目はHS6桁基準で40品目までである。韓国の除外品目は、米、牛肉、鶏肉、にんにく、たまねぎ、とうがらし、果実類、生鮮魚、冷凍魚等が対象となっている。ほとんど総てが農畜産物と水産物であり、国内生産者が零細で貿易自由化により危機にさらされると考えられている産品である。例外的な除外品目は繊維板の一種のみである。関税割当の対象となっているのはえび、いか、いんげんまめ、キャッサバ等であり、7品目である。関税引下げを約束している品目については、グループAは6品目、グループBは139品目、グループCは24品目である。

第4-2 表 韓国+ASEAN FTAにおける韓国の除外品目(その1)

品日悉只	HS⊐ード	品名
	02.02	牛の肉(冷凍したものに限る。)
1	0202.20	その他の骨付き肉
2	0202.20	骨付きでない肉
	02.03	豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)
3	0203.19	生鮮のもの及び冷蔵したもの、その他のもの
4	0203.29	冷凍したもの、その他のもの
	02.07	肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷
	02.07	成及し後用のくすめて、第01.00項の家さんのもの(生料のもの及じ用 蔵し又は冷凍したものに限る。)
5	0207.13	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの、分割したもの及びくずのもの(生
	0207.10	鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
6	0207.14	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの、分割したもの及びくずのもの(冷
		凍したものに限る。)
7	0207.36	あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの、その他のもの(冷凍したもの
		に限る。)
	03.01	魚(生きているものに限る。)
8	0301.99	その他のもの
	03.02	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚の
		フィレその他の魚肉を除く。)
9	0302.69	その他のもの
	03.03	魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉
		を除く。)
10	0303.79	その他のもの
	04.04	ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味
		料を加えてあるかないかを問わない。)及びミルクの天然組成分から
		成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないもの
		とし、他の項に該当するものを除く。)
11	0404.90	その他のもの、
	07.03	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜(生鮮の
		もの及び冷蔵したものに限る。)
12	0703.10	たまねぎ及びシャロット
13	0703.20	
1	07.09	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
14	0709.60	とうがらし属又はピメンタ属の果実
	07.10	冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたもの
15	0710.80	に限る。) その他の野菜
13	07.10.80	その他の野菜 一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、
	07.11	一時的な保存に過する処理をした野菜(例えば、単凱酸ガススは塩水、
		型弧酸がその他の体件用の潜液により体件に過する処理をしたもので、 処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)
16	0711.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの
- ' ' '	07.12	乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るもの
	77 2	とし、更に調製したものを除く。)
17	0712.20	たまねぎ
18	0712.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの(にんにく)
	08.03	バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)
19	0803.00	バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)
	08.04	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー
		及びマンゴスチン(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)
20	0804.30	パイナップル
	08.05	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)
21	0805.20	マンダリン、タンジェリン及びうんしゆうみかん並びにクレメンタイン、
		ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種
22	0805.90	その他のもの

第4-2 表 韓国+ASEAN FTAにおける韓国の除外品目(その2)

	100.00	サ/エサナルリートフルかいルナ明しか・・ \
	09.02	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)
23	0902.10	緑茶(発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装
		にしたものに限る。)
24	0902.20	その他の緑茶(発酵していないものに限る。)
	09.04	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破砕し又は粉砕したものに
		限る。) 及びこしよう属のペッパー
25	0904.20	とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破砕し又は粉砕したものに
		限る。)
	10.06	
26	1006.10	もみ
27	1006.20	玄米
28	1006.30	 精米(研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。)
29	1006.40	辞米
23	11.02	吐不 穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)
30	1102. 30	秋初(小支初及びアヘリン切を除く。) 米粉
30	11.03	木切 ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット
2.1	1103.19	その他の穀物のもの
31 32	1103.19	ペレット
32		·
	11.04	その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、
		真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。)
		及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又は
		ひいたものに限る。)
33	1104.19	その他の穀物のもの
	16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血
34	1602.32	鶏 (ガルルス・ドメスティクス) のもの
35	1602.49	その他のもの(混合物を含む。)
	16.04	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び
		魚卵から調製したキャビア代用物
36	1604.14	まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお
	18.06	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品
37	1806.90	その他のもの
	19.01	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキス
		の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココア
		として計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るもの
		とし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項まで
		の物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂した
		ココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限る
		ものとし、他の項に該当するものを除く。)
38	1901.20	第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地
39	1901.90	その他のもの
	44.11	繊維板(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の
		有機物質により結合してあるかないかを問わない。)
40	4411.21	密度が1立方センチメートルにつき0.5グラムを超え0.8グラム以下のもの、
	' ' ' ' '	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの
	1	版 ル 一 C し C 03 つ y 、 / 1 、 / X 四 C X 復し C し いない ひい

資料:協定文書より筆者作成。

(3)他のFTA協定との比較

韓国には、ASEANとのFTA締結以前に最も早く成立させたチリとのFTAがあり、また輸出入にわたって大きな影響があると思われる、米国、EUとのFTAが合意されEUとのFTAは発効にまで至っている。ここでは、この3つのFTAについてセンシティブ品目を中心に言及する。

1) 韓ーチリFTA

韓国においていち早く締結されたものがチリとのFTAであった。特にチリは、生鮮 果実を中心とした農産物の輸出国であるため、韓国は国内農業への影響を極力小さくす るように施策を行った。

韓チリFTAの許諾内容は,両国の 10 年以内の関税撤廃品目は,品目基準で 96%に達する。韓国が協定発効と同時に関税を撤廃する品目は貿易品目の 87. 2%にあたる。工業製品の殆ど総てで関税を撤廃するのに対し,農産物で即時撤廃するものは農産物品目数の 15. 6%に過ぎない。

関税が撤廃された農産物の多くは、5年から10年の猶予期間を持ち農産物の54.8%が該当する。5年後に関税が撤廃される品目は、わらび、バラ、豆腐、ぶどう酒等であり、10年後の撤廃品目は、トマト、豚肉、きゅうり等である。関税撤廃が約束されない残存品目も多くあり、ぶどうは季節関税の対象となった。関税割当の対象となったものには、牛肉、鶏肉等があり、除外品目となったものには、米、りんご、なし等がある。にんにく、たまねぎ、とうがらし、酪農製品等は、WTOでの合意後に議論することとなった。

他方チリ側の譲許案は、反対に農産物の開放に積極的で工業製品の開放に消極的である。チリの即時撤廃品目は、全品目の 41.8%で、工業製品についてはその 30.6%が対象になるに過ぎない。しかし、農産物の 92.9%の関税を即時撤廃している。工業製品のうち、69.1%が年限つき関税撤廃品目であり、猶予期間 5年のものに、ポリエチレン、輸送用車両等が、10年のものに蓄電池、掃除機等がある。鉄鋼、繊維・衣類等は、5年据え置き8年で撤廃となっている。除外品目の例としては、洗濯機、冷蔵庫がある。

2) 米国, EU との FTA

米国とのFTA 締結については、2007年4月に妥結した。韓米FTA を促進した背景には、韓国が北東アジアにおける自由貿易の流れのハブになることを目指しているということがあると考えられる。また、ハブの機能を果たすためには経済構造改革、産業競争力強化が必要であり、そのための方法としてFTA 締結に踏み切ったと推察される。韓国農業に対する影響が大きいことは予測されたが、米国との締結内容は、関税撤廃品目数も多く、一方では韓国のセンシティブ品目が多い農産物での関税撤廃除外品目は、韓チリFTA の 21 品目に対し、16 品目に絞られている。また、この 16 品目はコメ及びコメ調製品で占められている。その他、輸入割り当てを設定して現行関税を維持するものに、オ

レンジ,脱脂・全脂粉乳,練乳,食用馬鈴薯,食用大豆,天然蜂蜜がある。韓チリFTAが国内農業に及ぼす被害額は、大体10年間にわたって毎年21~42億円になると算出されているが、米国とのFTA締結による農業生産額の減少規模は15年間毎年469億円程度(協定履行5年次の315億円から15年次には728億円に増加する)と推定されており、影響度の差は大きい。チリからの農畜産物輸入に対しては、今のところ国内農業の縮小、合理化で対応し切れている感じがあるが、米国とのFTA締結に当たっては、『自由貿易協定締結による農漁業者等の支援に関する特別法』を含む19法案を制定しつつあり、農業投融資事業(補助金と融資からなる)として、総計1兆4千280億円の予算を計画している。

また、2007年5月に交渉を開始した韓EUFTAは、2年2カ月で妥結に至った。韓国では、EUからの精密機器、農畜産物等の流入拡大による国内産業への打撃が懸念されている。主に畜産、酪農、果樹部門に影響が大きいと予測されているが、コメが、関税化除外品目であり、とうがらし、にんにく、たまねぎ、食用大豆、裸麦、食用馬鈴薯、高麗にんじん、温州みかん、黒砂糖の9品目が現行関税維持となっており、畜産、酪農品については関税撤廃の期限を長めに設定している。ほぼ総ての関税が撤廃されるのは、15年後である。

4. まとめ

韓国は、アジア太平洋諸国に対し若干の出超となっている。韓国が出超となっている国は、中国、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、インド、アメリカである。一方、韓国が入超となっている国は日本、インドネシア、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランドである。基本的に、韓国は加工貿易の国であり、原材料や製品部品を輸入して、製品を輸出するという行動をとっていることを反映している。

農水産物では、韓国は、アジア太平洋諸国に対し大幅な入超となっている。韓国が出超となっているのは日本のみである。その他のアジア太平洋諸国に対して韓国は、入超となっている。わが国と同様に農水産物の純輸入国であり、農水産物の輸出競争力の弱さが示されている。